

## 宇城市ワクチン廃棄防止指針

令和3年5月21日

令和3年8月13日改正

宇 城 市

令和3年5月19日付けで熊本県、熊本県市長会及び熊本県町村会が「熊本県ワクチン廃棄防止指針」を公表したことを受け、宇城市における方針を下記に定め、これを公表することにより、ワクチンの廃棄防止に努めることとする。

### 記

- 1 高齢者向け接種の開始時より実施している接種対象者については次のとおりである。
  - ・コールセンターにて管理するキャンセル待ちリスト搭載者
  - ・高齢者施設従事者
  
- 2 次の者を参考に接種対象者リストを作成しておき、接種会場において予期せぬキャンセルが発生した時は、同リストに基づいて余剰ワクチンを接種する。なお、同リストによる対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。
  - ・接種会場の従事者（委託事業者含む）
  - ・高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
  - ・児童生徒等と業務上接触する機会の多い者
  - ・市長並びに新型コロナ対策業務及び窓口業務に従事する市職員
  - ・災害対応等に従事する必要のある者前項に規定する対象者の具体例については別に定める。
  
- 3 2の各項における対象者による優先順位については次のとおりとする。
  - ①宇城市に住民票を置く者で接種券の交付を受けている者
  - ②宇城市に住民票を置く者で接種券の交付を受けていない者
  - ③宇城市外に住民票を置く者で接種券の交付を受けている者
  
- 4 2の各項に定める対象者のうち、次の者は接種対象から除外することとする。
  - ・住民票を置く自治体から接種券の交付を受けていない者

<対象者の具体例>

○接種会場の従事者（委託事業者含む）

- ・ 個別接種及び集団接種会場への従事者（委託事業者含む）

○高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者

- ・ 行政区長
- ・ 民生委員
- ・ 障がい者施設従事者
- ・ 社会福祉協議会従事者
- ・ シルバー人材センター事務局従事者
- ・ 上記以外で高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い従事者

○児童生徒等と業務上接触する機会の多い者

- ・ 放課後児童クラブの従事者
- ・ 総合型クラブの従事者、部活動外部顧問
- ・ 子ども見守りボランティア登録者
- ・ 教職員、保育士
- ・ その他の当該施設職員

○市長並びに新型コロナ対策業務及び窓口業務に従事する市職員

- ・ 特別職（市長、副市長、教育長）
- ・ 市議会議員
- ・ 窓口業務に従事する職員

○災害対応等に従事する必要のある者

- ・ 災害警戒本部及び避難所運営等に従事する市職員
- ・ 災害対応に従事する消防団員、自主防災組織会員等